

文書番号：IS6-025-00-S

文書名：回線接続サービス契約約款

機密分類：公開

も契約者が当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が当サービスを契約者に提供するにあたり作業を行うことができないときは、契約者に対する当サービスの全部又は一部の提供を取り止めることがあります。

第41条（権利の譲渡）

契約者は、本約款に基づいて締結される本約款上の地位ないし権利を第三者に譲渡、担保提供等してはならないものとします。

第42条（通信の秘密の保護）

当社は、当サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、当サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存できるものとします。

第43条（準拠法）

当利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

第44条（裁判管轄）

当利用契約に関する訴えについては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第45条（紛争の解決のための努力）

当利用契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

付則（2007年9月1日作定）

本約款は、2007年9月1日に作定し、2007年9月1日から実施します。

付則（2015年5月1日改定）

本約款は、2015年5月1日に改定し、即日実施します。